

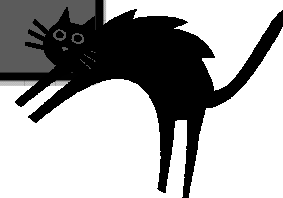
# 阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会  
 大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449  
 E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも  
 入れる組合です

## 一人の首切りも許さず闘おう！



### 「阪大の不当労働行為の やり得を許さない！」

私たちは、「当分の間」撤廃による「5年後解雇」攻撃との闘いを、労働委員会の場でも阪大を追及して闘っています。

阪大は、私たちの不当労働行為救済申立てに対して、答弁書を出し反論してきました。しかし、阪大の主張は、わが組合を非難しているだけで、阪大の雇用責任を棚上げにする無責任極まりないものでした。

私たちは使用者の不当労働行為のやり得を絶対に許さないために、徹底的に答弁書を批判した準備書面1（求釈明）と準備書面2を大阪府労働委員会に提出しました。順次、その内容についてはお知らせします。

### 阪大は雇用責任をとれ！

そもそも「当分の間」労働契約更新可能年数に制限を設けないものとする理事会申し合わせは、長期非常勤職員就業規則の内、雇用期間についてのみ適用除外としたことに他なりません。阪大はこれを就業規則の運用上の経過措置の問題に過ぎないと主張しています。ただし、その運用が労働組合を無視して恣意的・独裁的・独善的におこなわれていることが問題なのです。就業規則はあってなきがごときであり、非正規労働者の生存権をもてあそんでいることが許せません。

阪大は「経過措置(当分の間)の終期を特定」することは「本来予定されていた」と主張しています。

しかし、一方では長期非常勤職員に対して「定年まで働ける」「65歳まで働ける」等とも発言し、期待を抱かせてきたのも事実で、その証拠もあります。それは、2004年3月24日の団交で「最大限定年まで雇用の可能性はある」と回答した事実（地労委・中労委で事実認定済み）と、2005年2月頃に阪大が新賃金制度導入に当たって、長期非常勤職員に配布した「継続雇用者の経過措置による時間給一覧」です。例えば、これが組合員の「一覧」には「最長雇用期限『平成 36. 3. 31』』として、定年到達年齢（60歳）にあたる年月日が記載されています。わが組合員は上記2つの事実から「定年まで働ける」という認識と期待をもち、将来の生活設計をしてきました。また、阪大教職組ニュース No.5によれば、多くの長期非常勤職員が法人化時の交渉や説明会で「定年まで働ける」という認識と期待感をもったことが明らかにされています。（裏面へ続く）

### 非正規労働者の談話室

日時：11月25日(木曜)午後6時～9時

場所：豊中市立千里公民館 制作室  
 （豊中市千里文化センターコラボ内）

アクセス

・北大阪急行またはモノレール 千里中央駅下車

連絡先 TEL:06-6303-0449

E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

#### 一人で悩まず、組合に相談を！

阪大の非常勤の皆さん、私たちには、共に連帯し手を結ぼうとする仲間がいます。

一人で悩まず、ぜひ組合に連絡してください。

したがって、「お知らせ」を通知されたことは、長期非常勤職員にとって青天のへきれきに等しいものです。阪大が「経過措置の終期を特定」することは『重大な労働条件の不利益変更』に該当しないと主張していますが、特例職員にならない限り5年後に雇い止めという「お知らせ」は重大な労働条件の不利益変更です。だから、阪大はわが組合と労使対等決定の原則にもとづいて、「当分の間」問題の解決を図り「5年後解雇」を撤回し全員を継続雇用しなければなりません。

## 組合員名の公表を条件にした 団交拒否を弾劾する！

10月28日、私たちは、非常勤職員の賃金・年末一時金等の常勤職員との均等待遇を求めて要求書を提出しました。しかし、阪大は要求項目の内、「5年後解雇」問題について回答を拒否しました。理由は、阪大が「特例事務職員として雇用した組合員以外の加入組合員の名前を承知していないから」、つまり組合員名を公表しなければ「5年後解雇」問題について団交はしないと言うのです。しかし、組合員数や組合員名等を明らかにしなければならない法的義務はありません。しかも、阪大は答弁書によれば、「大阪大学教職員組合も、組合員の氏名を明らかにしていない」「非常勤職員等も加入しているようである」という程度の認識でありながら、大阪大学教職員組合とは非常勤職員の労働条件について団体交渉に応じているのです。これは、わが組合とのあからさまな差別扱いであり、許すことはできません。

11月25日の団交で、怒りの声をあげよう！  
(午前9時～、コンベンションセンターにて)

## アイヌ民族との交流会

12/1(水) 午後6時～8時

阪大豊中キャンパス共通教育棟C105号  
ゲスト：川村シンリツ・エオリパック・アイヌさん  
平田幸(みゆき)さん

## 【お知らせ】

■『2・27なんなん大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会報告集』です。好評発売中



私たちがあきらめる前に声を上げ、  
大学をこえ、連帯して闘います！

脇田滋さん(龍谷大学・労働法)の講演録、各大学の現場報告、集会アピール文、参考文献紹介など、盛りだくさんの内容。定価500円です。

■闘う仲間の裁判・労働委員会・集会のご案内

- 11/26 阪大分会、長期非常勤職員の5年後解雇撤回闘争/大阪府労働委員会第2回調査/午後1時
- 11/29 大椿裕子さん(関学の4年切り不当解雇撤回闘争)府労働委員会/組合への反対尋問/午前11時～/大阪教育合同のHP参照
- 12/10 パナソニックは吉岡さんを職場に戻せ！  
/本社包囲1000人デモストレーション  
/午前11:30 守口市・元町中央公園
- 12/13 嶋田ミカさんの龍大雇い止め裁判：京都地裁  
午前11時～/嶋田ミカさんの雇用継続を求める会のHP参照
- 12/18 神戸刑務所偽装請負事件の国賠訴訟を勝たせる集会/午後18時開会/あすてつぷ KOBESeminar室(神戸駅北5分)
- 2/10 京大時間雇用職員組合エクスタシーの雇い止め裁判/京都地裁午後1時10分～
- ★11月19日にパワハラ係長をはじめ大学側の証人尋問開かれ、大学側の主張の矛盾が次々と暴かれた。使用者責任など全く考えていない実態だった。
- ★復職を求める緊急署名活動に協力を！